

5 加点制度（一次選考「専門教科」受験者が利用できる）

（1）加点制度を利用できる受験者及び加点の方法

- ・小学校・中学校教員選考及び障がいのある人を対象とした選考、スポーツの技能や実績のある人を対象とした教員選考において小学校、中学校教員選考の一次選考「専門教科」受験者は、加点制度を利用できません（養護・栄養を除く）。「ながの電子申請サービス」での申込申請時に該当部分に入力してください。
- ・加点対象となる教員免許又は資格の内容は、下記（2）の表によります。
加点方法は、一次選考の「専門教科」の得点に3点又は5点、最大10点を加点します。

（2）加点制度の対象および資格

加点対象となる教員免許又は資格		加点対象学校種と加点			
		小学校 ※2	中学校 ※2	特別支援学校	提出物
①	小学校教諭と中学校教諭の両方の普通免許状取得又は取得見込 ※1	5	5		二次選考時に、該当の免許状の写し、取得見込み証明書を会場で提出すること。
②	中学校教諭(英語)又は高等学校(英語)の普通免許状取得又は取得見込 ※1	5			
③	複数教科の中学校教諭普通免許状取得又は取得見込 ※1	5	5		
④	実用英語技能検定準1級又は相当 (TOEFL iBT (会場受験) 80点以上、TOEIC (公開テスト) 730点以上) の資格取得者	5			
⑤	特別支援学校教諭の普通免許状取得又は取得見込で、高等学校「情報」の免許状取得又は取得見込 ※3			5	
⑥	日本語教育能力検定試験合格者（公益財団法人日本国際教育支援協会）又は学位を有し、かつ、文化庁への届出が受理された420時間以上の日本語教師養成講座を修了した者	3	3		
⑦	登録日本語教員の資格取得者	5	5		

※1 ①、②、③、⑤については、令和9年3月31日までに取得できる見込の者を含む。ただし、取得見込みで受験し、令和9年3月31日までに取得できないことがわかった場合は、必ず申告をしてください。令和9年3月31日までに取得できない場合、加点が無効となり採用内定を取り消す場合があります。

※2 小学校・中学校教員選考は、出願時に、該当する①～⑦の中から最大2つまで選択することができます。加点は最大10点までとします。ただし、⑥と⑦の両方を選択することはできません。

- (例1) 小学校免許と中学校数学の免許を取得している者 : ①が対象。①を選択し、加点5点。
 (例2) 小学校免許と中学校国語、音楽の免許を取得している者 : ①③が対象。①③を選択し、加点10点。
 (例3) 小学校免許と中学校(英語)の免許を取得している者(小学校)
 : ①②が対象。①②を選択し、加点10点。
 (例4) 小学校免許と英検準1級を取得している者(小学校) : ④が対象。④を選択し、加点5点。
 (例5) 小学校免許と中学校音楽の免許を取得し、英検準1級を取得している者(小学校)
 : ①④が対象。①④を選択し、加点10点。
 (例6) 小学校免許と中学校社会、技術を取得し、英検準1級を取得している者
 : ①③④が対象。中学校は①③、小学校は①③又は①④又は③④を選択し加点10点。

(例 7) 小学校免許と日本語教育能力検定試験合格者（公益財団法人日本国際教育支援協会）又は学位を有し、かつ、文化庁への届出が受理された 420 時間以上の日本語教師養成講座を修了した者（小学校）

：⑥が対象。⑥を選択し、加点 3 点。

(例 8) 小学校免許と中学校国語の免許を取得し、日本語教育能力検定試験合格者（公益財団法人日本国際教育支援協会）又は学位を有し、かつ、文化庁への届出が受理された 420 時間以上の日本語教師養成講座を修了した者

：①⑥が対象。①⑥を選択し、

加点 8 点。

(例 9) 小学校免許と中学校国語、社会を取得し、日本語教育能力検定試験合格者（公益財団法人日本国際教育支援協会）又は学位を有し、かつ、文化庁への届出が受理された 420 時間以上の日本語教師養成講座を修了した者

：①③が対象。①③を選択し

加点

10 点。

(例 10) 小学校免許と登録日本語教員を取得している者(小学校) : ⑦が対象。⑦を選択し、

加点 5 点。

(例 11) 小学校免許と中学校国語の免許を取得し、登録日本語教員を取得している者

：①⑦が対象。①⑦を選択し、

加点 10

点。

(例 12) 小学校免許と中学校国語、社会を取得し、登録日本語教員を取得している者

：①③⑦が対象。①③又は①⑦又は③⑦を選択し

加点 10

点。

※ 3 加点利用者は、配置校において「情報」を担当するとは限りません。